

管理番号 No. \_\_\_\_\_

# 契 約 書

(訪問リハビリテーション)

利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者： 医療法人社団 杏精会 岡田病院

様（以下、「利用者」といいます）と、医療法人社団杏精会岡田病院（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問リハビリテーションについて、次のとおり契約を結びます。

### 第1条 （サービスの目的及び内容）

1. 事業者は、介護保険法等関連法令およびこの契約書に従って、利用者に対し、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすること、また、心身の機能維持回復を図るために、次のサービスを提供します。

#### 訪問リハビリテーション

2. 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、事業者に対し、別紙サービス内容説明書の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。
3. 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は利用者からの申し出があった場合、第1条に規定する居宅介護サービス契約の目的に反する等変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。
4. サービス内容を変更した場合、利用者とは、利用者が変更後に利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について記載した、利用サービス変更合意書を交わします。

### 第2条 （契約期間）

1. この契約の期間は、令和 年 月 日から、第6条、第7条、第8条に基づく契約の終了まで、本契約に定めるところにしたがって、当事業者が提供する訪問リハビリテーションのサービスを利用できます。

### 第3条 （訪問リハビリテーション計画の作成・変更）

1. 事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望を踏まえ、訪問リハビリテーション計画を作成します。
2. 訪問リハビリテーション計画には、訪問リハビリテーションサービスの目標や、目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。
3. 事業者は、訪問リハビリテーション計画を作成、また変更した場合は、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。
4. 訪問リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合、その居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
5. 次のいずれかに該当する場合、事業者は、第1条に規定する訪問リハビリテーションの目的にしたがって、訪問リハビリテーション計画を変更します。
  - ① 利用者の心身の状況などの変化により、当該訪問リハビリテーション計画の変更を要する場合
  - ② 利用者およびその家族などが、訪問リハビリテーション計画の変更を希望する場合
6. 事業者は、前項の訪問リハビリテーション計画の変更を行う場合、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。

### 第4条 （協議義務）

利用者は、事業者が訪問リハビリテーションのサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません

## 第5条（利用者の解約権）

利用者は事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、1週間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

## 第6条（利用者の解除権）

利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

1. 事業者が、正当な理由なく、本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合。
2. 事業者が、第10条に定める守秘義務に違反した場合。
3. 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

## 第7条（事業者の解除権）

事業者は、利用者が次の各号に該当する場合は、14日間以上の予告期間をもって、文書により利用者に通知することで、この契約を解除することができます。

- ① 利用者が、正当な理由なく、サービス利用料、その他支払うべき費用を3ヶ月以上滞納した場合
- ② 利用者が、故意に法令違反、その他重大な秩序破壊行為を行い、改善される見込みがない場合

## 第8条（契約の終了）

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

1. 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）となった場合
2. 利用者が介護保険施設や医療施設などへ、入所または入院などした場合
3. 第5条に基づいて、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
4. 第6条に基づいて、利用者から契約の解除の意思表示がなされたとき
5. 第7条に基づいて、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
6. 利用者が死亡したとき

## 第9条（利用者負担金及びその滞納）

1. サービスに対する利用者負担金は、別紙「重要事項説明書」に記載するとおりとします。

なお、利用者負担金は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。

2. 利用者が、正当な理由なく、事業者を支払うべき利用料の自己負担分を3ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除する旨の勧告をすることができます。

#### **第10条（秘密保持）**

1. 事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
2. 事業者は、利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、利用者および家族の個人情報を、情報を共有するために用いることを、本契約をもって同意したとみなします。
3. 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待防止法に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

#### **第11条（緊急時の対応）**

事業者は、訪問リハビリテーションのサービスを提供しているときに、利用者に容態の急変が生じた場合は、速やかに主治医または家族に連絡を取り、必要な措置を講じます。

#### **第12条（事故発生時の対応）**

事業者は、訪問リハビリテーションのサービスを提供するにあたり事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

#### **第13条（賠償責任）**

1. 事業者は、訪問リハビリテーションのサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
2. 第1項の場合において、利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

#### **第14条（相談・苦情対応）**

利用者およびその家族から、事業者が提供した訪問リハビリテーションサービス、または訪問リハビリテーション計画に位置づいたサービスに関する要望・苦情などがあつた場合、迅速かつ誠実に対応を行います。

#### **第15条（本契約に定めない事項）**

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### **第16条（裁判管轄）**

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者および事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日

令和 年 月 日

【利用者】

住 所

氏 名

署名代行者（代理人）

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

続 柄：

住 所

氏 名

代筆理由：手が不自由 認知症 その他（ ）

【事業者】東京都荒川区荒川5丁目3番1号

医療法人社団杏精会岡田病院

院長 岡田 豪

印

【事業所】東京都荒川区荒川5丁目3番1号

医療法人社団杏精会岡田病院

(指定番号 1311870815 東京都)